

別記

第1号様式（第5条関係）

【生活保護（生業扶助）受給世帯用記入例】

令和 ○年 ○月 ○日

鹿児島県教育委員会 殿

奨学のための給付金受給申請書

基準日ごとに定められた申請
期限までに申請してください。

次の5点を確認の上、□にレ点を付けてください。

- ☒ この申請書の記載内容は、事実と相違ありません。
- ☒ この申請書に虚偽の記載があった場合は、鹿児島県教育委員会の求めに従いその全額を即時返還します。
- ☒ 私は鹿児島県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っておりません。
- ☒ この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く。））の支弁対象ではありません。
※ 児童入所施設措置費の支弁対象となる高校生等には、里親委託費のうち、修学旅行費又は特別育成費を受給している世帯に扶養されている高校生等を含みます。
- ☒ 給付金の支給を行うために鹿児島県教育委員会が必要があると認める場合、基準日における世帯の状況について各市町村及びその他関係機関に確認することを同意します。

令和6年度における奨学のための給付金の受給を申請します。

※該当するものを選択してください。	申請区分	① ☒	生活保護世帯又は保護者等全員の道府県民税及び市町村民税所得割が非課税である世帯
		② ☐	家計急変により保護者等の収入が激減した世帯（①を除く。） （※ 家計急変状況申出書（別紙様式2）を添付してください。）
	支給区分	① ☒	生活保護 ・生活保護受給世帯（生業扶助を受給している世帯）の場合
		② ☐	第1子 ・保護者等全員の道府県民税及び市町村民税所得割が非課税である世帯又は申請者が生徒本人の場合（※①、③、④のいずれにも該当しない場合）
		③ ☐	第2子以降 ・保護者等全員の道府県民税及び市町村民税所得割が非課税である世帯で対象となる高校生等が2人目以降の場合又は対象となる高校生等以外に15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がおり、④に該当しない場合
④ ☐	通信制専攻科 ・通信制高等学校等又は専攻科に通う高校生等の場合		

申請者住所 （基準日現在）	〒 892 - 0853 鹿児島県鹿児島市城山町○○○	ふりがな	やまだ じろう
連絡先（電話番号）	090 - 1234 - 5678	申請者氏名	山田 次郎
高校生等との関係	親権者等・未成年後見人・未成年後見人である里親・主たる生計維持者・本人・その他（ ※ 親権者等とは親権者のほか高校生等が成年年齢に達する日以前に親権者であった者又は父母（専攻科のみ）を含みます。		

【1 対象となる高校生等について】

※7/1時点での年齢

ふりがな	やまだ ゆう	生年月日	昭和 平成 ○年 ○月 ○日（満○○歳）	
氏名	山田 優			
在学する学校	学校の名称	独立行政法人国立高等専門学校機構 鹿児島工業高等専門学校	学 年	第 2 学年
	「国立」「高等専門学校」を選択	・□ 通信制） 専修学校、各種学校 高等学校等専攻科		
	在学期間	平成 令和 ○年 4 月～在学中	在学中に給付金を 受給した回数	なし 1回 2回 3回 4回 不明 □ ☒ □ □ □ □
過去の高等学校等 における在学期間 （転学・退学等が あった場合に記入）	学校名	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数	
過去、現在在学する学校以外等で、奨学のための給付金を受給している場合はこの欄に記入してください。（同じ学校であっても別の課程に転籍した場合も記入が必要です。）				

【2 保護者等の収入の状況について】（該当するものを選択してください。）

（1）生活保護法第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書を提出します

☒

ここをチェック

（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書

(2) 次の者の課税証明書等を提出します。(※家計急変の場合は、給与収入、扶養親族等の記載が省略されていないもの)

①	☐	生活保護(生業扶助)受給世帯の場合、 この欄は記入不要です。	生徒と
②	☐		を除
③	☐		課税証明
④	☐		全員分) 合は、そ
⑤	☐		に死去等)
⑤	☐	生徒本人	人に達している場合 等

生活保護受給世帯だが、生業扶助が措置されていない世帯の場合は、
こちらにチェックしてください。(生業扶助が措置されていないことを確認の上、
非課税世帯として給付できる可能性があります。)

(3) 所 未成年で追付米

☐ 所 未成年で追付米

※(2) または(3)に該当する場合は、下記内容を確認の上、□にレ点を付けてください。

☐ 私の世帯は、 月 日(基準日)現在、生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助は受給していません。

【3 扶養親族等の状況について】

※基準日現在、生徒本人及び15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の扶養親族全員を記入して下さい。

生徒との続柄	氏 名	生年月日(年齢) ※年齢は基準日現在	学校名・職業等	学年等	給付金の 申請の有無
生徒本人					
高校生等	下記以外				有 ☐ 無 ☐
高校生等	通信制・ 専攻科				有 ☐ 無 ☐
高校生等以外					有 ☐ 無 ☐
兄弟姉妹		平成			

※ ☐ に該当する者がいる場合は、扶養誓約書(事務処理要領様式3)を提出してください。

【4 支給方法について】

支給方法	☒	口座振込により支給してください。 (※口座振込申出書(別紙1)及び通帳またはキャッシュカードの写しを添付してください。)
	☐	現金により支給してください。 (※ 鹿児島県立高等学校に在学する高校生等の保護者等であって、別途指定する日時及び場所に受け取りに来られる 場合のみ選択してください。)

別記

第1号様式（第5条関係）

【非課税世帯用記入例】

令和 ○年 ○月 ○日

鹿児島県教育委員会 殿

奨学のための給付金受給申請書

基準日ごとに定められた申請
期限までに申請してください。

次の5点を確認の上、□にレ点を付けてください。

- ☒ この申請書の記載内容は、事実と相違ありません。
- ☒ この申請書に虚偽の記載があった場合は、鹿児島県教育委員会の求めに従いその全額を即時返還します。
- ☒ 私は鹿児島県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っておりません。
- ☒ この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く。））の支弁対象ではありません。
- ※ 児童入所施設措置費の支弁対象となる高校生等には、里親委託費のうち、修学旅行費又は特別育成費を受給している世帯に扶養されている高校生等を含みます。
- ☒ 給付金の支給を行うために鹿児島県教育委員会が必要があると認める場合、基準日における世帯の状況について各市町村及びその他関係機関に確認することを同意します。

令和6年度における奨学のための給付金の受給を申請します。

※ 該当するもの を選択して ください。	申請区分	① ☒	生活保護世帯又は保護者等（※）の道府県民税及び市町村民税所得割が非課税である世帯
		② ☐	家計（※）に激減した世帯（①を除く。） （※）（様式2）を添付してください。）
	支給区分	① ☐	生活保護受給世帯（生業扶助を受給している世帯）の場合
		② ☐	第1子 ・保護者等全員の道府県民税及び市町村民税所得割が非課税である世帯又は申請者が生徒本人の場合（※①、③、④のいずれにも該当しない場合）
③ ☒		第2子以降 ・保護者等全員の道府県民税及び市町村民税所得割が非課税である世帯で対象となる高校生等が2人目以降の場合又は対象となる高校生等以外に15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がおり、④に該当	
		④ ☐	通信制専攻科

課税証明書等に記載された住所と異なる場合で、課税証明書等の
住所が鹿児島県外の方は住民票を添付してください。

申請者住所 (基準日現在)	〒 892 - 0853 鹿児島県鹿児島市城山町○○○	ふりがな	やまだ じろう
連絡先(電話番号)	090 - 1234 - 5678	申請者氏名	山田 次郎
高校生等との関係	親権者等・未成年後見人・未成年後見人である里親・主たる生計維持者・本人・その他（ ※ 親権者等とは親権者のほか高校生等が成年年齢に達する日以前に親権者であった者又は父母（専攻科のみ）を含みます。		

【1 対象となる高校生等について】

※7/1時点での年齢

ふりがな	やまだ ゆう		生年月日	昭和 平成 ○年 ○月 ○日 (満○○歳)	
氏名	山田 優				
在学する学校	学校の名称	独立行政法人国立高等専門学校機構 鹿児島工業高等専門学校		学 年	第 2 学年
	※ 選択してください。	「国立」「高等専門学校」を選択			
	在学期間	平成 令和 ○年 4 月 ~ 在学中	在学中に給付金を受給した回数	なし 1回 2回 3回 4回 不明 ☐ ☒ ☐ ☐ ☐	
過去の高等学校等における在学期間 (転学・退学等があった場合に記入)	学校名	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数		
	学校	過去、現在在学する学校以外等で、奨学のための給付金を受給している場合はこの欄に記入してください。(同じ学校であっても別の課程に転籍した場合も記入が必要です。)			

【2 保護者等の収入の状況について】（該当するものを選択してください。）

- (1) 生活保護法第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書を提出します。

☐	生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書
--------------------------	--------------------------------

(2) 次の者の課税証明書等を提出します。(※家計急変の場合は、給与収入、扶養親族等の記載が省略されていないもの)

生徒との続柄	氏名
父	山田 次郎

生徒との続柄	氏名
母	山田 陽子

①	☒	親権者等(両親)2名分
		親権者等1名分(親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。)
②	☐	・離婚及び死別、養子縁組等により親権者等が1名の場合
	☐	・親権者等が存在するものの、家庭の事情(例:DV、養育放棄等)によりやむを得ず、親権者等の1人の課税証明書等を提出できない場合 等
③	☐	未成年後見人()名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任された場合 ※ 未成年後見人が法人である場合又は財産管理の者を除く。
④	☐	生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)1名分 ・親権者等又は未成年後見人が存在しない場合等
⑤	☐	生徒本人 親権者等、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合

※理由
・失踪により接触することができないため
・DVにより接触することができないため など。
※原則、家庭の事情等を確認できる書類の提出が必要となります。

※高校生等が未成年の場合、親権者の状況を記載してください。
(例:父母ともに死去等)
記入例:死去、所在不明、幼少時離婚 など
父・母それぞれ記入してください。

(3) 次の理由により、課税証明書等を提出しません。

☐	所得確認の対象が生徒本人(親権者等、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合)であるが、未成年で道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合
--------------------------	--

※(2)又は(3)に該当する場合は、下記内容を確認の上、□にレ点を付けてください。

☒	生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助給付を受けていません。
-------------------------------------	--

ここをチェック
基準日は4月1日、7月1日、11月1日のいずれかを記入してください。

【3 扶養親族等の状況について】

※基準日現在、**生徒本人及び15歳(中学生を除く。)**以上**23歳未満の扶養親族全員**を記入して下さい。

生徒との続柄	氏名	生年月日(年齢) ※年齢は基準日現在	学校名・職業等	学年等	給付金の 申請の有無
生徒本人	山田 優	昭和○○年○月○日(満○○歳)			
高校生等	兄弟姉妹 山田 一郎	昭和○○年○月○日(満○○歳)	県立□□高校	3年	☒ 有 ☐ 無
	兄弟姉妹	※7/1時点での年齢 昭和○○年○月○日(満○○歳)	立	年	☐ 有 ☐ 無
	兄弟姉妹	昭和○○年○月○日(満○○歳)	立	年	☐ 有 ☐ 無
	兄弟姉妹	昭和○○年○月○日(満○○歳)	立	年	☐ 有 ☐ 無
	兄弟姉妹	昭和○○年○月○日(満○○歳)	立	年	☐ 有 ☐ 無
	兄弟姉妹	昭和○○年○月○日(満○○歳)	立	年	☐ 有 ☐ 無
高校生等以外	兄弟姉妹				
	兄弟姉妹				
	兄弟姉妹				

15歳(中学生を除く)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合は、扶養誓約書(様式3)を提出してください。

※ ☐に該当する者がいる場合は、扶養誓約書(事務処理要領様式3)を提出してください。

【4 支給方法について】

支給方法	☒	口座振込により支給してください。 (※口座振込申出書(別紙1)及び通帳またはキャッシュカードの写しを添付してください。)
	☐	現金により支給してください。 (※鹿児島県立高等学校に在学する高校生等の保護者等であって、別途指定する日時及び場所に受け取りに来られる場合のみ選択してください。)

いずれかにチェック

別記

第1号様式（第5条関係）

【家計急変世帯用記入例】

令和 ○年 ○月 ○日

鹿児島県教育委員会 殿

奨学のための給付金受給申請書

次の5点を確認の上、□にレ点を付けてください。

- ☒ この申請書の記載内容は、事実と相違ありません。
- ☒ この申請書に虚偽の記載があった場合は、鹿児島県教育委員会の求めに従いその全額を即時返還します。
- ☒ 私は鹿児島県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っておりません。
- ☒ この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く。））の支弁対象ではありません。
- ※ 児童入所施設措置費の支弁対象となる高校生等には、里親委託費のうち、修学旅行費又は特別育成費を受給している世帯に扶養されている高校生等を含みます。
- ☒ 給付金の支給を行うために鹿児島県教育委員会が必要があると認める場合、基準日における世帯の状況について各市町村及びその他関係機関に確認することを同意します。

令和6年度における奨学のための給付金の受給を申請します。

※該当するものを選択してください。	申請区分	① ☐	生活保護世帯又は保護者等全員の道府県民税及び市町村民税所得割が非課税である世帯
		② ☒	家計急変により保護者等の収入が激減した世帯（①を除く。） （※ 家計急変状況申出書（別紙様式2）を添付してください。）
	支給区分	① ☐	生活保護 ・生活保護受給世帯（生業扶助を受給している世帯）の場合
		② ☐	第1子以降 ・道府県民税及び市町村民税所得割が非課税である世帯又は ・保護者等全員の道府県民税及び市町村民税所得割が非課税である世帯で対象となる高校生等が2人目以降の場合又は対象となる高校生等以外に15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がおり、④に該当する場合（※①、③、④のいずれにも該当しない場合）
③ ☒	第2子以降 ・保護者等全員の道府県民税及び市町村民税所得割が非課税である世帯で対象となる高校生等が2人目以降の場合又は対象となる高校生等以外に15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がおり、④に該当する場合（※①、③、④のいずれにも該当しない場合）		
④ ☐	通信制専攻科		

課税証明書等に記載された住所と異なる場合で、課税証明書等の住所が鹿児島県外の方は住民票を添付してください。

申請者住所 （基準日現在）	〒 892 - 0853 鹿児島県 鹿児島市城山町○○○	ふりがな	やまだ じろう
連絡先（電話番号）	090 - 1234 - 5678	申請者氏名	山田 次郎
高校生等との関係	親権者等 ・ 未成年後見人 ・ 未成年後見人である里親 ・ 主たる生計維持者 ・ 本人 ・ その他（ ） ※ 親権者等とは親権者のほか高校生等が成年年齢に達する日以前に親権者であった者又は父母（専攻科のみ）を含みます。		

【1 対象となる高校生等について】

※7/1時点での年齢

ふりがな	やまだ ゆう	生年月日	昭和 平成 ○年 ○月 ○日 （満○○歳）	
氏名	山田 優			
在学する学校	学校の名称	独立行政法人国立高等専門学校機構 鹿児島工業高等専門学校	学 年	第 2 学年
	「国立」「高等専門学校」を選択			定時制 ・ □ 通信制 ） □ 専修学校、各種学校 □ 高等学校等専攻科
	在学期間	平成 令和 ○年 4 月 ～ 在学中	在学中に給付金を受給した回数	なし 1回 2回 3回 4回 不明 □ ☒ □ □ □ □
過去の高等学校等における在学期間（転学・退学等があった場合に記入）	学校名	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数	
	学校			

過去、現在在学する学校以外等で、奨学のための給付金を受給している場合はこの欄に記入してください。（同じ学校であっても別の課程に転籍した場合も記入が必要です。）

【2 保護者等の収入の状況について】（該当するものを選択してください。）

- （1）生活保護法第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書を提出します。

☐	生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書
--------------------------	--------------------------------

(2) 次の者の課税証明書等を提出します。(※家計急変の場合は、給与収入、扶養親族等の記載が省略されていないもの)

生徒との続柄	氏名
父	山田 次郎

生徒との続柄	氏名
母	山田 陽子

①	☒	親権者等(両親) 2名分
		親権者等 1名分(親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。)
②	☐	・離婚及び死別、養子縁組等により親権者等が1名の場合
	☐	・親権者等が存在するものの、家庭の事情(例:DV、養育放棄等)によりやむを得ず、親権者等の1人の課税証明書等を提出できない場合 等
		※理由 ・失踪により接触することができないため ・DVにより接触することができないため など。
③	☐	未成年後見人()名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任された場合 ※ 未成年後見人が法人である場合又は財産管理の者を除く。
④	☐	生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者) 1名分 ・親権者等又は未成年後見人が存在しない場合等
		※高校生等が未成年の場合、親権者の状況を記載してください。(例:父母ともに死去等)
⑤	☐	生徒本人 親権者等、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合
		記入例: 死去、所在不明、幼少時離婚 など 父・母それぞれ記入してください。

(3) 次の理由により、課税証明書等を提出しません。

☐	所得確認の対象が生徒本人(親権者等、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合)であるが、未成年で道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合
--------------------------	--

※(2)又は(3)に該当する場合は、下記内容を確認の上、□にレ点を付けてください。

☒	7月1日以前の家計急変は7月1日(前倒し支給の場合は4月1日) 7月2日以降の家計急変は申請日の翌月(申請のあった日が月の初めである場合は、申請のあった月)1日を記入してください。
-------------------------------------	---

【3 扶養親族等の状況について】

※基準日現在、生徒本人及び15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の扶養親族全員を記入して下さい。

生徒との続柄	氏名	生年月日(年齢) ※年齢は基準日現在	学校名・職業等	学年等	給付金の 申請の有無
生徒本人	山田 優	昭和○○年○月○日(満○○歳)			
高校生等	兄弟姉妹 山田 一郎	昭和○○年○月○日(満○○歳)	県立□□高校	3年	☒ 有 ☐ 無
	兄弟姉妹	昭和○○年○月○日(満○○歳)	立	年	☐ 有 ☐ 無
	兄弟姉妹	昭和○○年○月○日(満○○歳)	立	年	☐ 有 ☐ 無
	兄弟姉妹	昭和○○年○月○日(満○○歳)	立	通信制 □ 専攻科 年	☐ 有 ☐ 無
	兄弟姉妹	昭和○○年○月○日(満○○歳)	立	通信制 □ 専攻科 年	☐ 有 ☐ 無
	兄弟姉妹	昭和○○年○月○日(満○○歳)			
高校生等以外	兄弟姉妹	昭和○○年○月○日(満○○歳)			
	兄弟姉妹	昭和○○年○月○日(満○○歳)			
	兄弟姉妹	昭和○○年○月○日(満○○歳)			

※□に該当する者がいる場合は、扶養誓約書(事務処理要領様式3)を提出してください。

【4 支給方法について】

支給方法	☒	口座振込により支給してください。 (※口座振込申出書(別紙1)及び通帳またはキャッシュカードの写しを添付してください。)
	☐	現金により支給してください。 (※鹿児島県立高等学校に在学する高校生等の保護者等であって、別途指定する日時及び場所に受け取りに来られる場合のみ選択してください。)

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

鹿児島市福祉事務所長

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 36 条の規定による
生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書

下記の世帯が、令和○年 7 月 1 日（基準日）現在、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 36 条の規定により「生業扶助（高等学校等就学費）」の受給中であることを証明する。

4月1日、7月1日、11月1日、7月2日以降の家計急変は日の翌月（申請のあった日が月の初めである場合は、申請のあった月）1日のいずれかを記入してください。

世帯主氏名
山田 次郎住所
〒890-0853 鹿児島市城山町○○○

世帯員氏名

氏 名	続柄	生年月日	保護開始年月日
山田 陽子	妻	昭和○○年○月○日生	平成 23 年 5 月 2 日
山田 一郎	長男	平成○○年○月○日生	平成 23 年 5 月 2 日
山田 優	長女	平成○○年○月○日生	平成 23 年 5 月 2 日

※1 福祉事務所等が発行した「生活保護受給証明書」により「生業扶助の措置状況」が確認できる場合は、代用が可能です。

※2 本様式による場合は、生活保護の実施機関（県または市）において証明を受けてください。

証明書の使用目的

奨学のための給付金の受給手続きのため

備考

口座振込申出書

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

鹿児島県立○○高等学校資金前渡職員 殿

申請者住所 鹿児島市城山町○○○申請者氏名 山田 次郎

私に対する奨学のための給付金の支払いについては、下記口座に振り込まれるよう
申し出ます。

記

※ 原則、申請者本人の口座を指定してください。金融機関名：鹿児島 （銀行） 労金・信金
信組・相信・農協店舗名：県庁

本店・支店・支所
出張所・代理店
その他【 】

預金種別：普通預金・当座預金口座番号：1234567口座名義：ヤマダ ジロウ

(通帳裏面等に記載のカタカナ名)

**原則、申請者名義の口座を指定して
ください。(申請者の配偶者や生徒本
人名義の口座は不可。)**

店番 090	科目 普通預金	口座番号 1234567	税区分 総合課税
ヤマダ ジロウ 様			
45999013 0		発行日 24年01月20日	
印刷税申告納 付につき鹿児島 税務署承認済		鹿児島銀行 県庁支店 電話番号 099-286-5500	

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

鹿児島県教育委員会 殿

扶養者住所 **鹿児島市城山町○○○**

氏名 **山田 次郎**

扶 養 誓 約 書

以下の事項を必ず確認の上、□にレ印及び必要事項を記入してください。
☒この誓約書の記載内容は、事実と相違ありません。

令和 ○年○月○日（基準日）現在、私と下記の者は、「健康保険法等における扶養者と被扶養者の関係と同等の関係」にあることを誓約します。

記 **※学生本人も含めて記載してください。**

氏 名	続柄	住 所	生年月日	職業又は 就学状況
山田 一郎	長男	鹿児島市城山町○○○	H○. ○. ○	□□高校○年
山田 優	長女	同 上	H○. ○. ○	○○高校○年
保護者等に扶養されている 15 歳(中学生を除く。)以上 23 歳未満の兄弟姉妹(平成13年7月3日～平成21年7月2日に生まれた者)について、記入の上、提出してください。				

※ 続柄は、申請する保護者等を基準として記入してください。

家計急変状況申出書

令和 〇 年 〇 月 〇 日

申請者住所 鹿児島市城山町〇〇〇

申請者氏名 山田 次郎

以下の事項を必ず確認の上、□にレ印及び必要事項を記入してください。
☑この申出書の記載内容は、事実と相違ありません。

私の世帯の家計急変状況について、下記のとおり申し出ます。

記

1 家計急変日 令和〇 年 〇 月 〇 日			
2 家計急変理由 【記入例】 ・解雇されたため ・病気により働けなくなり、収入が減少したため ・離婚により子どもを扶養することになったため など			
3 家計急変後の扶養親族等について (世帯人数 5 人) 下記の者は、「健康保険法等における扶養者と被扶養者の関係と同等の関係」にあることを誓約します。 ※ 年齢に関わらず、扶養している全員を記入してください ※			
続柄	氏名	続柄	氏名
世帯主 (扶養者)	山田 次郎	長女	山田 優
妻	山田 陽子	二女	山田 花
長男	山田 一郎		